

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（国）の構成	第2期高知県食品ロス削減推進計画の構成（案）
はじめに I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向 1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義（国際的潮流等） 2 我が国の食品ロスの現状（排出量、発生要因） 3 基本的な方向（多様な主体が連携し国民運動として推進） II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項 1 求められる役割と行動 (1) 消費者（買い物、保存、調理、外食の際の食品ロス削減に向けた行動） (2) 農林漁業者・食品関連事業者 ①農林漁業者（規格外・未利用農林水産物の新たな価値への転換、食品寄附） ②食品製造業者（賞味期限延長・表示大括り化、容量適正化、食品寄附等） ③食品卸売・小売業者（納品期限緩和等商慣習見直し、小分け販売等） ④外食事業者等 （小盛り・小分けメニュー導入、食べ残し持ち帰り促進ガイドラインに基づく対応） ⑤食品関連事業者等に共通する事項 （売り切り工夫、フードバンクへの提供、食品ロス削減取組開示、食品寄附ガイドラインに基づく規格外品等の提供） (3) 事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者含む） （災害時用備蓄食料の有効活用（フードバンク提供等）） (4) マスコミ、消費者団体、NPO等（積極的な普及啓発活動） (5) 国・地方公共団体（施策推進、フードバンク提供等による備蓄食料の有効活用） 2 基本的施策（地方公共団体は地域の特性に応じた取組） (1) 教育及び学習の振興、普及啓発等 食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の三つの施策を「食の環（わ）プロジェクト」として一元的に発信 ①消費者に対する普及啓発 賞味期限の「おいしいめやす」としての周知、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知、食品ロス削減月間(10月)を中心とした通年の広報、国民運動「デコ活」による脱炭素に向けたライフスタイル転換の促進 ②学校等における取組 栄養教諭を中核とした児童生徒に対する指導の充実（栄養教諭の配置拡大等） ③地域における取組の推進 食品ロス削減サポーター育成講座の実施、生活困窮者等への食料提供体制づくり支援等 (2) 食品関連事業者等の取組に対する支援 ○商慣習見直し 賞味期限表示大括り化や安全係数の見直し、納品期限緩和促進、規格外・未利用農林水産物の活用促進 ○消費者の期限表示の理解や適切な購買行動の促進 「てまえどり」や消費行動（「外食時の食べきり・持ち帰り運動」等）の促進 ※食べ残し持ち帰り促進ガイドライン ○DXの推進による食品ロス削減及び食品寄附の取組促進 (3) 表彰（国において表彰制度実施） (4) 実態調査及び調査・研究の推進 （国において経済損失などの推計を継続的に実施） (5) 情報の収集及び提供（先進的取組/優良事例をWeb等で提供） (6) 未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等 食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着 税制上の取扱いの周知、企業版ふるさと納税を活用した優良事例の発信 ※食品寄附ガイドライン III その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項 1 地方公共団体が策定又は変更する食品ロス削減推進計画 (1) 食品ロス削減推進計画の意義 (2) 食品ロス削減推進計画の策定又は変更に当たっての留意事項 ①推進体制の整備（部局会議等で施策連携、事業者・関係団体との協働、フードバンク活動基盤強化・必要な支援検討・実施） ②地域の特性等の把握（現状や課題を把握のうえ策定又は変更） ③計画策定又は変更時（地域特性に応じた取組、廃棄物処理計画との整合、廃棄物・SDGs・地方創生計画に食品ロス削減を位置づけることも考えられる、目標の設定、生じた食品廃棄物の再生利用検討） ④策定又は変更後の推進（部局会議等で成果検証、PDCAサイクルを徹底） (3) 食品ロス削減推進計画の策定又は変更への支援（情報提供・研修機会提供） 2 関連する施策との連携（循環型社会基本法、食品リサイクル法、食育基本法、廃棄物減量等基本方針等関連施策との連携） 3 食品ロスの削減目標等 ・2000年度比で2030年度までに家庭系ロス量を半減させる	はじめに 第1章 計画の基本的事項（計画の趣旨） 1 背景 2 目的（県民が食品ロス問題を認知し、その削減に向けた行動変容につなげる。） 3 計画の位置付け（都道府県食品ロス削減推進計画） 4 計画の期間 5年（令和8（2026）年度～令和12年（2030）年度） 第2章 食品ロスの現状と課題 1 我が国の食品ロスの現状と削減の意義（発生量、発生要因） 2 高知県の現状と課題（第1期県計画に基づく取組と実績（発生量、県民の意識、未利用食品の活用状況）） 3 求められる役割と行動 (1) 食品ロスの発生抑制 ア 消費者 イ 農林漁業者・食品関連事業者 ウ 事業者（イ以外の事業者を含む） (2) 未利用食品の活用促進 ア 消費者 イ 農林漁業者・食品関連事業者 第3章 食品ロスを削減するための取組 1 基本的な方向性 2 目指す姿 ○県内の食品ロス発生量が抑制されている ○県民の食品ロス削減に向けた意識付けが進み、行動に移せている ○未利用食品の有効活用ルートが確立され、その利活用が進んでいる 3 削減施策 （庁内各課の施策を記載） (1) 食品ロス削減に向けた広報・啓発、教育 〈想定される取組〉 ・食品ロス削減推進の意義を情報発信（通年） （期限表示の理解やてまえどり等家庭でできる取組の情報提供、食品関連事業者の取組事例の情報提供） ・食品ロス削減月間（10月）・削減の日（10月30日）を中心とした広報 ・栄養教諭（学校・市町村教委）とのさらなる連携強化（食育） ・食品ロス削減推進サポーターの周知、活用 ・その他庁内各課の取組 (2) 食品ロスの発生抑制 ア 消費者に向けた呼びかけ イ 農林漁業者・食品関連事業者に向けた呼びかけ ウ 消費者と農林漁業者・食品関連事業者双方に向けた呼びかけ 〈想定される取組〉※（1）の想定される取組を再掲する場合もあり得る ・食べきりや食べ残し持ち帰り促進ガイドラインに基づいた持ち帰り活動の周知 ・商習慣見直し ・事業者の取組に関する県民への周知 ・その他庁内各課の取組 (3) 未利用食品の活用推進 〈想定される取組〉※（1）（2）の想定される取組を再掲する場合もあり得る ・食品寄附ガイドラインに基づいた寄附活動 （フードドライブ活動啓発動画の活用、フードドライブ実施箇所の増） ・その他庁内各課の取組 4 達成目標 (P)①食品ロス発生量を5年間で○%（家庭系○%、事業系○%）削減する
	地方公共団体の作成する食品ロス削減計画 ・<u>それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進することが重要</u> ・（消費者庁）計画で必ず規定しなければならない事項はなく、各自治体で地域の特性に応じた計画とすればよい

・ 事業系食品ロスは2000年度比で2030年度までに発生量を60%削減させる ・ 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者割合を80%とする 4 実施状況の点検と基本方針の見直し ・ 国は施策実施状況について進捗確認、必要に応じて施策の見直し ・ 概ね5年を用途に基本方針の見直しを実施 ・ 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画についても、基本方針の見直しを踏まえ定期的に見直すことが望まれる	(国の目標削減率に準拠) ②食品ロス削減に取り組む消費者の割合を90%以上にする (R3:88.7%→R4:90.5%→R5:86.2%→R6:88.6%) (国の目標80%以上を継続) ③未利用食品をフードバンク等に寄附をする県民の割合を3.4%以上にする (R3:1.7%→R4:2.0%→R5:1.5%→R6:2.0%) 第4章 その他 1 進行管理 (庁内関係課でPDCA、環境審議会・消費生活審議会に報告) 2 計画見直し (R12年度：次期計画 R13年度～)
--	---